

平成 29 年 11 月 22 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見について

今般、標記政令・内閣府令案等（平成 29 年 10 月 24 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	ガイドライン案問2 (情報管理の範囲)	重要情報に該当する情報は、ガイドライン案にも「有価証券の価額に重要な影響」とあり、インサイダー取引規制上の重要事実同様、有価証券の種類に応じて変わってくるとの認識で問題ないことを確認したい。	インサイダー取引規制上も有価証券の種類によって、当該有価証券の価額に重要な影響を与える情報には差異があると認識している(たとえば金商法166条6項6号にある社債券の売買等に関する適用除外)。 よって重要情報についても、社債の価額に重要な影響を与える情報と、株式の価額に重要な影響を与える情報は、一致せず、重要情報の範囲・内容は有価証券の種類によって実態に即して判断されると考える。
2	ガイドライン案問5 (重要情報の適切な管理のために必要な措置)	登録金融機関においては、金融商品取引法にもとづく認可金融商品取引業協会(自主規制機関)である日本証券業協会が定める「法人関係情報管理規程(社内規程モデル)」を参照し、各社において必要な事項を社内規則等として規定していると考えられる。 ガイドライン案の(問5)回答で重要情報の適切な管理のために必要な措置の対応例として示された社内規則等の整備は、上記の社内規則等の対象となる情報の範囲が、今回管理の対象となる重要情報を含んでおり、かつ当該社内規則等が登録金融機関業務以外の業務に従事する者にも適用されるのであれば、新たな社内規則等の整備は不要と理解して良いか。	必要な措置を適切に講じるに当たって参考とするため。
3	ガイドライン案問7 (証券会社の投資銀行業務を行う部門等への重要情報の伝達)	貴庁回答にある「(前略)法令又は契約により、当該重要情報を上場会社等が公表する前にこれを他に漏らさない義務(守秘義務)及び当該上場会社等の有価証券に係る売買等を行わない義務を負う者」について、法令上または契約上の守秘義務を負ってはいないが、上場企業等と取引関係者の間で、守秘義務に関する暗黙の合意がある場合には、必ずしも、改めて守秘義務契約を書面で締結する必要はないという理解で良いか。	必要な措置を適切に講じるに当たって参考とするため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
4	重要情報の公表に関する内閣府令案第3条(売買等に当たらないもの)第1号	上場有価証券等には、上場会社が発行する短期社債(電子CP)が含まれると理解しているが、電子CPの現先取引(売戻条件または買戻条件付の売買契約)にもとづく取得行為は、現先取引の約定時点で確定するものであり、同条一項一号に規定する「その他重要情報の伝達を受けたことと無関係に行うことが明らかな売買、権利の行使その他これに類する行為」に含まれることを確認したい。 もし上記の整理ができない場合は、電子CPの現先取引に基づく取得行為について手当ていただきたい。	明確化のため。 仮に含まれない場合、電子CPは企業の資金繰りの観点で、ごく短期の現先取引(期間は翌営業日から数営業日も一般的にみられる)のため、取引の相手方がFDRにもとづき重要情報の公表迄取引ができない場合には、現先取引の相手方の資金繰りに影響が及ぶことになる。
5	重要情報の公表に関する内閣府令案第3条(売買等に当たらないもの)第3号	本号に該当する具体的な事例をお示しいただきたい。	確認のため。
6	重要情報の公表に関する内閣府令案第4条(取引関係者)	「法第27条の36第1項第1号に規定する金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者又は投資法人その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。」については、「ただし、次条にて定める金融商品取引業等において上場有価証券等を取り扱う者に限る。」等の限定を付すべきと考える。	取引関係者に掲げられた金融商品取引業者等の中にはみなし有価証券を取り扱う為に金融商品取引業の届け出をした者等、上場有価証券等を取り扱っていない業者も含まれている。そのような業者の場合、そもそも重要情報を用いて上場有価証券等の取引や勧誘をしない義務を実施する為の態勢は有していない。 一方でFDRでは取引関係者が顧客から情報を受領する為には、上場有価証券を取り扱わない業者にも管理態勢の構築が求められると読めることから、取引関係者から上場有価証券等を取り扱わない関係者を明確に除外すべきと考える。

No.	該当箇所	意見等	理由等
7	重要情報の公表に関する内閣府令案第5条(重要情報の適切な管理のために必要な措置)	<p>当社は、金融商品仲介業を行うに際し、上場有価証券等を取扱う部署と上場有価証券等以外を取扱う部署を分離している。この場合、FDRの主旨に照らしても、前者の部署に対し「重要情報の適切な管理のために必要な措置」をとっていれば足り、後者の部署に対して当該措置をとる必要はないと考えるが、その理解で問題ないことを確認したい。</p> <p>また、これを明確にするため、重要情報公表府令第5条の「金融商品取引業等」に、以下の追記を願いたい。</p> <p>「(略)重要情報を、当該重要情報が公表される前に【上場有価証券等に係る】金融商品取引業等において利用しないための確な措置とする。」</p>	<p>上場有価証券等以外の有価証券を金融商品取引業等で取扱う業務にまで、重要情報を利用しないための措置の適用範囲を広げることは、規制の主旨からして、不必要と思われる。</p> <p>しかし、現行の条文では、金融商品取引業等において上場有価証券等の取扱いを行わない金融商品取引業等も措置が必要な対象となってしまう、規制の主旨を逸脱してしまうのではないかとと思われる。</p>
8	重要情報の公表に関する内閣府令案第6条(金融商品取引業に係る業務に従事していない者)	<p>当社は、金融商品仲介業を行うに際し、上場有価証券等を取扱う部署と上場有価証券等以外を取扱う部署を分離している。この場合、FDRの主旨に照らしても、前者の部署は「金融商品取引業に係る業務に従事している者」に該当するが、後者の部署は「金融商品取引業に係る業務に従事している者」に該当しないと考えるが、その理解で問題ないことを確認したい。</p> <p>また、これを明確にするため、重要情報公表府令第6条の「金融商品取引業等」に、以下の追記を願いたい。</p> <p>「(略)第4条各号(第4号を除く)に掲げる者において、【上場有価証券等に係る】金融商品取引業等以外の業務に従事する者が【上場有価証券等に係る】金融商品取引業等以外の業務を遂行する過程において(略)」</p>	<p>上場有価証券等以外の有価証券を取り扱う部署まで「金融商品取引業に係る業務に従事している者」として指定する必要はないと思われる。</p> <p>しかし、現行の条文では、金融商品取引業等において上場有価証券等の取扱いを行わない部署までも「金融商品取引業に従事している者」に該当し、顧客からの情報の受領等に支障が出ることが想定される為。</p>
9	重要情報の公表に関する内閣府令案第9条(やむを得ない理由により公表することができない場合)1号	<p>イ～チに相当する外国法にもとづく行為も「やむを得ない理由により公表することができない場合」とされるよう手当いただきたい。</p> <p>チに、公開買付けによらない持分の取得(例:非上場会社の持分取得)も追加いただきたい。</p> <p>リに、提携の解消も追加いただきたい。</p>	<p>イ～チは、原案では、海外子会社による海外での買収案件等や、上場会社等が海外の会社である場合がカバーされないと思われる。</p>

No.	該当箇所	意見等	理由等
10	重要情報の公表に関する内閣府令案第9条(やむを得ない理由により公表することができない場合)1号	重要情報を公表することができない「やむを得ない理由」に関し、重要情報が「当該上場会社等が行い、又は行おうとしている(中略)行為に係るもの」(9条1項)である場合に加え、「当該上場会社等の子会社が行い、又は行おうとしている行為に係るもの」である場合についても含めていただきたい。	内閣府令案9条1号には「上場会社等が行い、又は行おうとしている行為」とあり、改正金商法27条の36第1項柱書の「上場会社等」の定義を踏まえれば、「当該上場会社等の子会社が行い、又は行おうとしている行為」は含まれないものと理解。しかしながら、この種の重要情報は、公表によって進行中の重要な交渉が決裂するおそれや、当該社の競争上の利益を害するなどかえって投資家に不利益を及ぼすことになるおそれがあり、これは行為主体が上場会社等であっても、その親会社や子会社であっても変わらないと考えられることから、重要情報を公表することができない「やむを得ない理由」に加えることが適切であると考えられるため。
11	重要情報の公表に関する内閣府令案第9条(やむを得ない理由により公表することができない場合)2号	有価証券の種類を法2条1項7号、9号および11号に限定している部分について、政令案14条の16等と平仄を合わせる必要はないか。	外国会社の証券を排除する必要もないと思われる。

以上